



第4次日向市地域福祉計画

日向市地域福祉活動計画

日向市再犯防止推進計画



令和5(2023)年3月

日向市

は じ め に

本市におきましては、平成20（2008）年度に「だれもが安心して暮らせるまちを目指して」を基本理念とした「第1次日向市地域福祉計画」を策定し、さまざまな福祉施策を展開するとともに、5年ごとに計画の検証と見直しを行ってまいりました。

一方、近年の少子高齢化や核家族化の進展、社会・経済情勢の変化、コロナ禍などによって、地域住民のつながりや地域との関係性の希薄化が進み、かつての家庭や地域における相互扶助といった機能が失われつつあることは、本市においても例外ではありません。

そのような中、既存の福祉サービスだけでは対応できない複雑化・多様化した課題は増加しており、従来の制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現が求められています。

この度、これらの背景を踏まえ、高齢者、障がい者、児童等の各分野の取り組み内容をまとめ、本市の地域福祉を推進する新たな指針として、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までを計画期間とする「第4次日向市地域福祉計画」を策定しました。

第4次計画は、新たに社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と、市町村の策定が努力義務とされている「再犯防止推進計画」を加え、両計画を包含する形で策定しています。

また、第3次計画の基本理念である「だれもが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して」を継承することとし、基本目標は「自助」「互助・共助」「公助」の3つの分類による位置づけを行っています。

さらに、第4次計画においては、取組の主体となる「住民」「地域・団体等」「社会福祉協議会」「行政」等のそれぞれの役割を明示したうえで、具体的な取り組み内容を示し、さらなる福祉施策の推進を図ることとしておりますので、地域住民の皆様をはじめ、関係者の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきました「日向市地域福祉計画策定委員会」の皆様、住民アンケートや関係団体紙面インタビュー等にご協力をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

目次

第1部 総論

第1章 「地域福祉計画」の策定にあたって.....	2
1. 地域福祉計画の概要と策定の意義.....	2
2. 地域福祉計画策定の経緯と関連計画等との関係.....	6
3. 地域福祉計画と関連する主な計画の期間.....	9
4. 地域福祉計画の策定体制.....	10
第2章 日向市の地域福祉を取り巻く状況.....	11
1. 日向市の概況.....	11
2. 日向市の地域福祉を取り巻く現状.....	12
第3章 第3次地域福祉計画の状況.....	20
1. 基本目標ごとの状況.....	20
2. 第3次計画の進捗状況.....	26
3. 現状からみる日向市の地域福祉の今後の課題.....	27
第4章 第4次地域福祉計画の基本的な考え方.....	29
1. 第4次地域福祉計画の目指す方向性.....	29
2. 施策の体系.....	32
3. 日向市地域福祉計画とSDGsの整合性.....	34

第2部 各論

第1章 第4次地域福祉計画の基本施策と展開.....	36
1. 施策の展開にあたって.....	36
2. 施策の展開.....	37
基本目標1 一人ひとりが福祉の心を持ったまち.....	37
1-（1）まず「我が事」の理解からはじめよう.....	37
1-（2）「お互い様」のつながりをつくろう.....	44
基本目標2 助け合い 支え合い いつまでも安全・安心なまち.....	52
2-（1）助け合いと支え合いの組織づくり.....	52
2-（2）進めよう 理解と共生・協働で 安全・安心なまちづくり.....	57
基本目標3 福祉サービスの維持・向上で自分らしく暮らせるまち.....	67
3-（1）広げよう連携交流 構築しようネットワーク.....	67
3-（2）地域の課題を解決する体制強化.....	74
3-（3）すべての人の生活を支えるサービスの維持・充実.....	79
第2章 日向市再犯防止推進計画.....	95
1. 再犯防止推進計画の策定にあたって.....	95
2. 施策の展開.....	97
第3章 第4次地域福祉計画の評価と改善方法.....	99
資料編.....	101

第1部

総論



第1章 「地域福祉計画」の策定にあたって

1. 地域福祉計画の概要と策定の意義

(1) 地域福祉とは



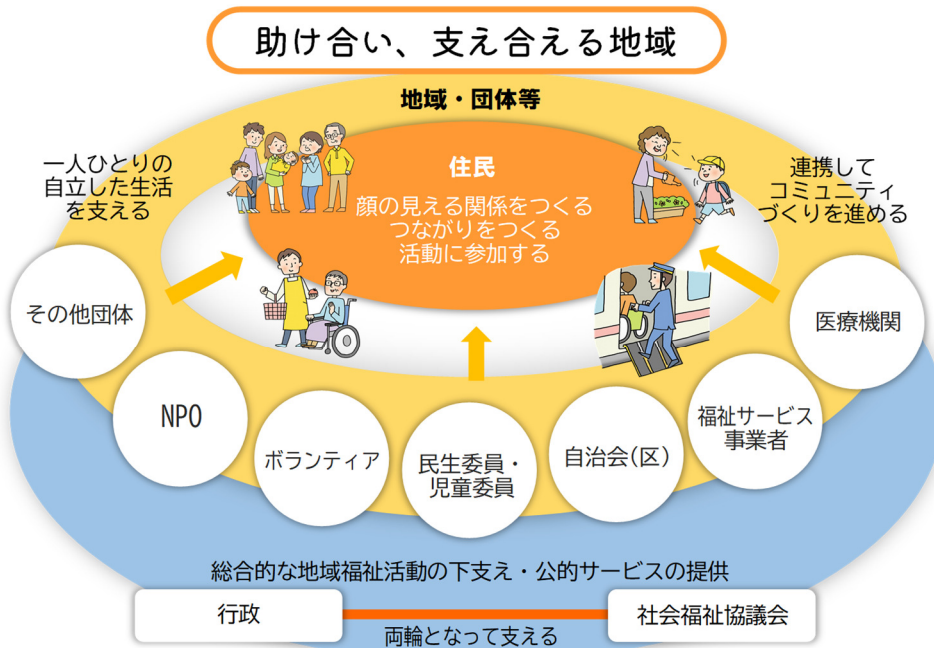
「地域福祉」とは、人権尊重を基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域に関わるすべての人が主役となって進めていく地域づくりの取り組みのことをいいます。

「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」や「課題を抱えた人に対する支援」というイメージを持っている人が多いのではないのでしょうか。

しかし、誰しも病気になったり、介護が必要になったり、子育てで悩んだりするなど日頃の生活の中で、手助けが必要になる時があります。さらに、最近では、その「困りごと」や「心配ごと」は、ライフスタイルの変化などの影響を受けて、複雑化・多様化しており、自分や家族だけでは解決できず、また、従来の行政や民間のサービスだけでは対応しきれないという状況が生まれています。

このような状況の中、私たちが住んでいる地域が「幸福（しあわせ）な地域」になるためには、地域の中で人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことが大切です。

誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して自立した生活を送ることができるよう援助・支援すること、すべての人が地域の一員として、行政や医療・保健・福祉などの専門機関と力を合わせ生活の基盤となる「地域社会」そのものをより良くしていくこと、そのためにお互いに「つながり」「助け合い」「支え合う」ことが「地域福祉」であり「地域共生社会の実現」につながるのです。

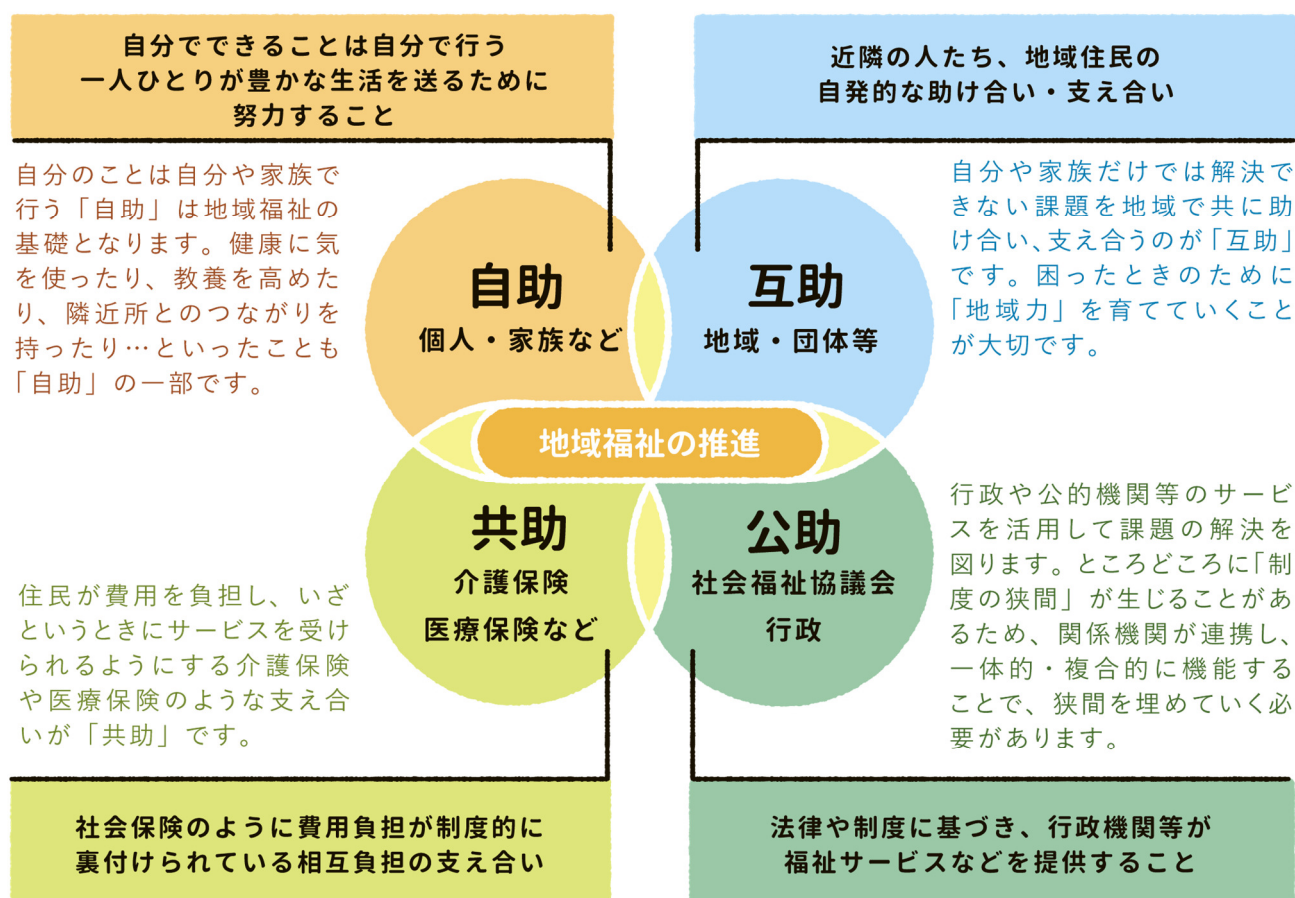


(2) 地域福祉推進の基本的な視点



地域福祉を推進するにあたって、住民一人ひとりや地域・団体等、社会福祉協議会、行政の役割分担を明確にするために「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方に基づいた地域福祉計画を策定し、施策を展開していきます。

地域福祉を推進し、さまざまな福祉課題に取り組んでいくためには、住民、地域・団体等、社会福祉協議会、行政などが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方のもと、それぞれの役割を果たし、お互いに助け合い・支え合いの関係をつくることが重要です。



互助の担い手

自治会（区）、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、PTA、高齢者クラブ、自主防災組織、社会福祉法人、NPO 法人、地域福祉コーディネーター、商店会、個人ボランティア、企業ボランティア、市民公益活動団体など

公助の担い手

行政、社会福祉協議会、市民活動支援センター、地域包括支援センター、障がい者センター、子育て世代包括支援センター、警察署・消防署・保健所、学校・保育園・幼稚園、病院・診療所など

(3) 第4次日向市地域福祉計画策定の背景と趣旨



少子高齢化などの全国的な福祉課題に対応し、地域共生社会の実現を目指すため、第3次日向市地域福祉計画を踏まえた新たな日向市の地域福祉施策の指針として策定します。

近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化、住民同士のつながりの希薄化によって、福祉の課題も複雑化・多様化しています。老老介護[※]、認認介護[※]、子育てに悩む親（保護者）の孤立、自殺や孤独死、虐待、認知症、ひきこもり、子どもの貧困などの新たな福祉課題をはじめ、制度や分野の狭間で支援の届きにくい8050問題[※]やダブルケア[※]、ヤングケアラー[※]など本人や家庭の中で複数の課題が重なり、従来の福祉サービスだけでは課題の発見や解決が困難な生活課題に直面している人々が増えています。こうした人々を地域のつながりの中で発見し、個々の課題の解決を図り、福祉ニーズにこたえるために、地域のつながりを再構築し「性別や年齢」「障がいの有無」に関わらず、すべての人々が人としてお互いを尊重し、住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら、安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。

国においては、平成12(2000)年の社会福祉法の改正以降、地域福祉の推進に関連した法律や支援制度が大きく変化しています。平成28(2016)年7月には、厚生労働省に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられました。

さらに令和元(2019)年には、国の地域共生社会推進検討会の「最終とりまとめ」において、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、①分野を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援による新たな事業の創設が提言されました。また、令和3(2021)年4月に社会福祉法が改正され、この提言を踏まえた新事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

令和4(2022)年度に「第3次日向市地域福祉計画」の計画期間が満了することを踏まえ、法改正に基づく日向市（以下「本市」という。）全体の包括的支援体制強化の方向性と、地域で暮らす住民、地域・団体等、社会福祉協議会、行政等が互いに協力・連携して地域福祉を推進する具体的な取り組みを示す新たな指針として「第4次日向市地域福祉計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

用語 解説

老老介護：65歳以上の高齢者を同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のこと。

認認介護：老老介護の中でも、認知症の要介護者を認知症の介護者が介護している状態のこと。

8050問題：80歳代の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯であり、ひきこもりの長期化・高年齢化と親の高齢化につれて深刻な困窮に陥る可能性が指摘されている。

ダブルケア：育児と親の介護を同時に担うこと。

ヤングケアラー：本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。

(4) 地域福祉計画の法的根拠と関連計画の一体的な策定



地域福祉計画には、社会福祉法に規定された盛り込むべき事項があります。
また、本計画書は「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」「再犯防止推進計画」の3つの計画が一つになっています。

① 法的根拠

地域福祉計画において定める事項については、社会福祉法第107条第1項各号に規定されています。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

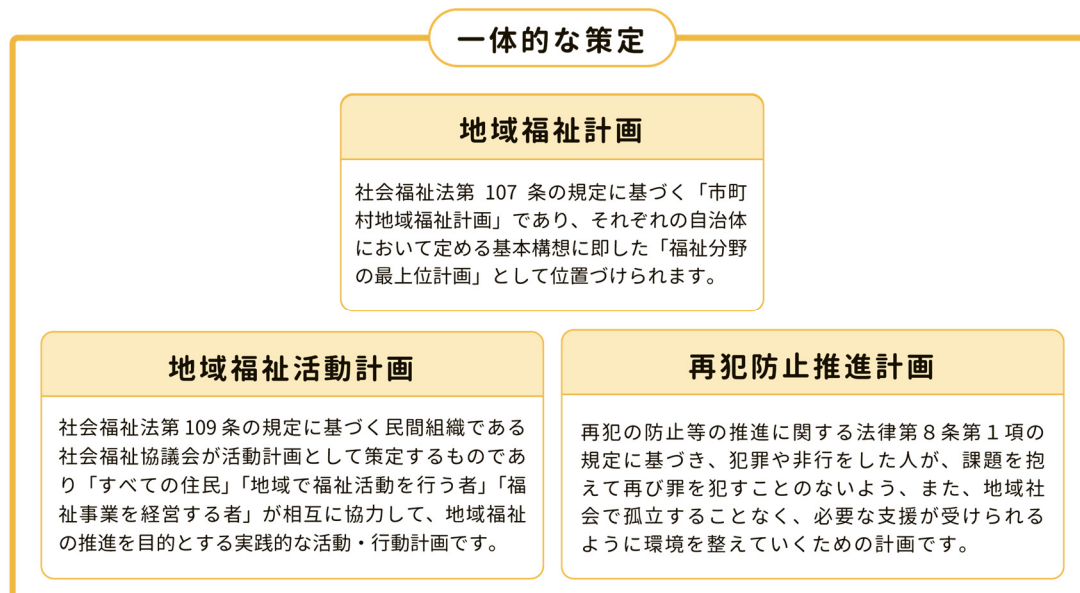
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

② 関連計画の一体的な策定

地域福祉を推進するうえで、地域福祉計画と地域福祉活動計画が同じ方向を目指し、連携しながら取り組みを進めていくことは非常に重要です。本計画は「日向市地域福祉計画」と「日向市地域福祉活動計画」を一体的に策定するとともに「住民の役割」「地域・団体等の役割」「社会福祉協議会の役割」「行政の役割」を示し、官民協働による地域が一体となった地域福祉の推進を図ります。

また「再犯防止推進計画」については、地域福祉の推進と関係が深いため、本市における福祉施策の総合的な推進を目的として、本計画書の中にその内容を含めるものとします。



2. 地域福祉計画策定の経緯と関連計画等との関係

(1) 地域福祉計画策定の経緯

第1次日向市地域福祉計画

平成20~24年度
(2008~2012年度)

概要

平成15(2003)年2月から市内9地区での地区懇談会や各種団体などとの意見交換会を実施し、平成20(2008)年3月に「だれもが安心して暮らせるまちを目指して」を基本理念として第1次計画を策定しました。この計画に基づいて、乳幼児における相談窓口の一元化を図るなど、ワンストップサービスに近づく取り組みを進めてきました。また、地域包括支援センターの拡充、子育て支援の取り組みなど、支え合いの取り組みも行ってきました。

第1次計画の基本的事項

- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



第2次日向市地域福祉計画

平成25~29年度
(2013~2017年度)

概要

第1次計画の検証のもと、今後ますます進行する少子高齢化や福祉ニーズの多様化への対応、大規模災害に対応する防災や避難体制の確立が重要視されました。第2次計画では、個人、団体はもとより、地域社会が一体となり、それぞれの役割を果たしながら連携・協力して、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するための指針として策定し「自助・共助（互助）・公助」の視点で地域福祉の推進に取り組んできました。

第2次計画の追加事項

- 災害時要援護者の把握・情報共有・支援に関する事項
- 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告～これからの福祉施策における地域福祉の位置づけ…地域の新たな支え合い「共助（互助）」の重要性の再認識



本市では、地域住民の力を十分に引き出せるような環境づくりと、地域の複雑化・多様化した課題解決に必要な仕組みづくりを進めていくために、平成20(2008)年から「地域福祉計画」を策定し取り組みを進めてきました。

第3次日向市地域福祉計画

平成30～令和4年度
(2018～2022年度)

概要

第2次計画までの課題への対応のほかに、平成30(2018)年4月1日から施行された「改正社会福祉法」への対応をはじめ、生活困窮者対策や子どもの貧困、障がいのある人に対する合理的配慮、地域包括ケアシステムの構築から深化・推進、子育て支援にかかるヘルシースタート事業など福祉個別分野の新たな課題や考え方を踏まえて策定しました。また、地域での見守りや支え合い、共に生きる活動を活性化させ「地域共生社会の実現」を目指して取り組んできました。

第3次計画の追加事項

- 生活困窮者自立支援方策に関する事項
- 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等に関する事項
- 地域包括ケアシステムの構築、深化・推進に関する事項
- 障害者差別解消法、手話言語条例の推進に関する事項
- 子ども・子育て新支援制度に関する事項、ヘルシースタート事業 等

第4次日向市地域福祉計画

令和5～9年度
(2023～2027年度)

概要

近年では、8050問題やヤングケアラー、ひきこもりなど、地域や家庭が抱える課題の複雑化・多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う地域のつながりのさらなる低下といった新たな課題に地域が一体となって支え合うことが求められています。「地域共生社会の実現」を目指すため「重層的支援体制整備事業」をはじめとした各種事業の継続と推進を図ります。

また「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことに伴う再犯防止の取り組みについても計画内に盛り込むこととします。

第4次計画におけるポイント

- 複雑化・多様化する課題や制度の狭間にも対応する「重層的支援体制整備事業」の推進
- 孤独・孤立問題への対応と対策
- 再犯防止に関する取り組み 等



(2) 関連計画等との関係



本計画は、第2次日向市総合計画の中の「健康福祉分野」の施策を具体化する計画であるとともに、福祉分野の総合的な計画として、関係する計画との狭間を埋め、補完する役目も担っています。

市全体の方向性

第2次日向市総合計画・後期基本計画

～海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる 元気なまち～

健康福祉分野の施策

基本目標2：市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち

- ①安心して子どもを生育てられる環境づくり
- ②健康に暮らせるまちづくり
- ③高齢者福祉の充実
- ④障がい福祉の充実
- ⑤地域福祉の充実と生活支援
- ⑥社会保障制度の安定運営

宮崎県地域福祉支援計画

整合

整合

念頭に置き
取り組む

総合計画の
基本理念
地域福祉の
基本的な考え方

市民との協働
地域力の活用 人権尊重
自助・互助・共助・公助

地域福祉の
総合的な推進

第4次日向市地域福祉計画

だれもが 自分らしく 安心して暮らせる 地域共生社会の実現を目指して

地域福祉計画

地域福祉活動計画

再犯防止推進計画

連動・補完

整合

個別計画

●のついた計画は福祉3計画

第4次日向市障がい者プラン（平成30～令和5年度）
第6期日向市障がい福祉計画・
第2期日向市障がい児福祉計画
（令和3～5年度）

第2期日向市子ども・子育て支援事業計画
（令和2～6年度）

第8期日向市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画（令和3～5年度）

第1次日向市高齢者福祉施策長期ビジョン
（平成27～令和8年度）

日向市子どもの未来応援推進計画（令和2～6年度）

成年後見制度利用促進基本計画（令和5年度～）

その他の計画

日向市健康ひょうが21計画（第2次）
第6次日向市男女共同参画プラン
日向市地域防災計画
日向市環境基本計画
日向市自殺対策行動計画
など

3. 地域福祉計画と関連する主な計画の期間



本計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、計画期間中でも必要に応じて見直しを行う場合があります。

年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
第4次 日向市 地域福祉計画				←	→	計画期間	→		
総合計画		←	第2次 後期基本計画	→	←	次期 総合計画	→		
個別計画	障がい者プラン	←	第4次	→	←	第5次	→		
	障がい福祉計画 障がい児福祉計画	←	第6期 第2期	→	←	第7期 第3期	→	←	第8期 第4期
	子ども・子育て 支援事業計画	←	第2期	→	←	第3期	→		
	高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	←	第8期	→	←	第9期	→	←	第10期
	高齢者福祉施策 長期ビジョン	←		第1次	→	→	←	第2次	
	子どもの未来 応援推進計画	←	第2期	→	←	第3期	→		
	成年後見制度 利用促進基本計画		策定	→	→	→	→	→	→
その他の計画									
	自殺対策行動計画	←	第1期	→	←	第2期	→		
	環境基本計画	←	第2次	→	←	第3次	→		
	地域防災計画	改訂		→	→	→	→	→	→
	男女共同参画プラン	→	←	第6次	→	→	←	第7次	
	健康ひょうが 21計画	←	第2次	→	←	第3次	→		

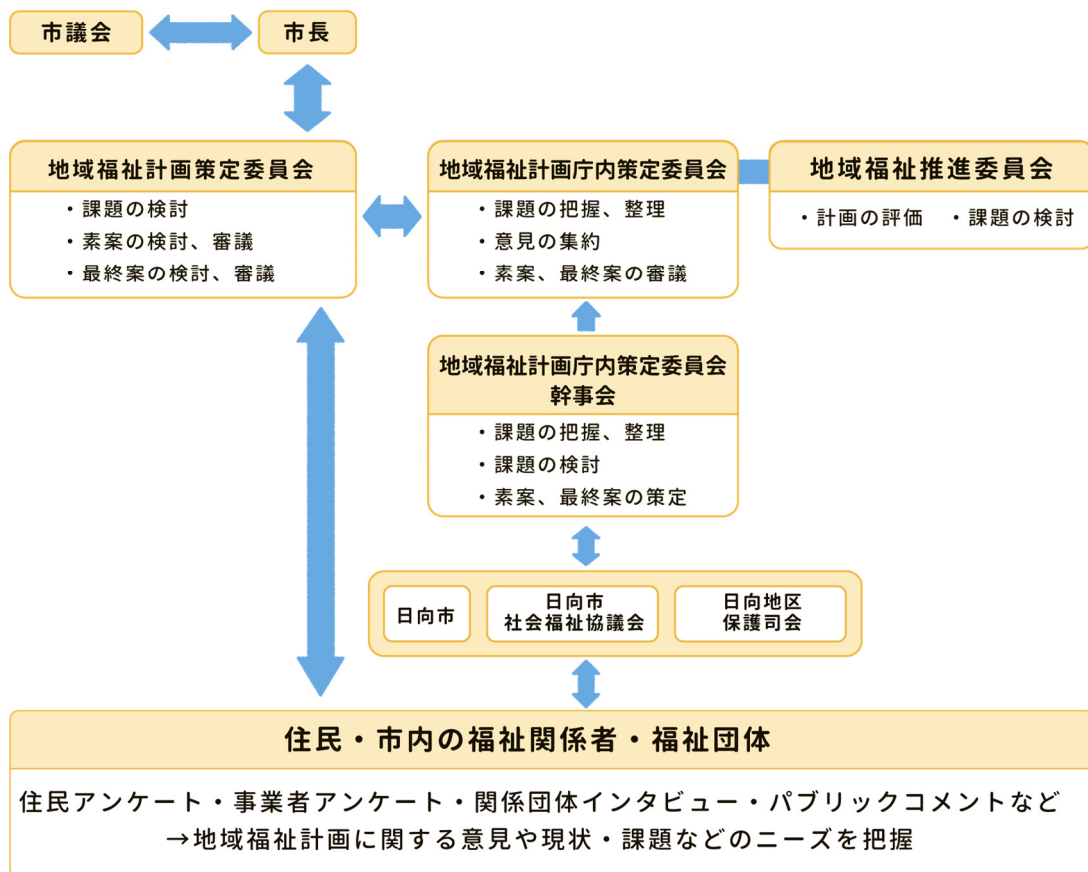
4. 地域福祉計画の策定体制



地域福祉計画の策定・実行は地域住民の意見を反映し、住民参加を取り入れるところに大きな特徴があります。

本計画の策定にあたって、地域のニーズを把握するための住民アンケート調査と事業所アンケート調査を実施し、地域の福祉関係団体等を対象に紙面インタビューと対面によるヒアリングを行いました。また「日向市地域福祉計画策定委員会設置要綱」「日向市地域福祉計画庁内策定委員会設置規程」に基づき、次のとおり委員会を設置し策定に取り組みました。

住民アンケート調査 令和 4 (2022) 年 1 月～ 2 月	配布数：2,000件 有効回収数：738 有効回収率：36.9%
事業所アンケート調査 令和 4 (2022) 年 1 月～ 2 月	配布数：129事業所 有効回収数：64 有効回収率：49.6%
関係団体紙面インタビュー 令和 4 (2022) 年 8 月～ 9 月	配布数：353件 有効回収数：190件 有効回収率：53.8%
日向市地域福祉計画策定委員会 ※日向市地域福祉推進委員会委員15名に兼ねて委嘱	16名（市民公募委員 2 名含む）
日向市地域福祉計画庁内策定委員会	21名
日向市地域福祉計画庁内策定委員会幹事会	31名
パブリックコメント制度による意見募集	令和 5 (2023) 年 2 月 1 日(水)～ 2 月15日(水)



第2章 日向市の地域福祉を取り巻く状況

1. 日向市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、宮崎県の北東部に位置し、東経131度37分、北緯32度25分に位置しています。北は門川町、西は美郷町、南は都農町及び木城町に接しており、尾鈴山系を南に、日向灘を東に望み、市西部の東郷地区から美々津・幸脇地区を耳川が貫流しています。

また、本市は日向入郷圏域の交通の要である国道327号と国道10号との結節点であり、九州山地に連なる入郷地域の山の文化（森林文化）と太平洋の海の文化（黒潮文化）が交わる交流拠点でもあります。市域面積は、336.89km²、人口は59,629人（令和2年国勢調査人口）であり、県内で4番目の人口規模となっています。

(2) 沿革

明治22(1889)年の町村制の施行により、日知屋、富高、塩見、財光寺が合併して富高村となり、細島は単独で細島町に、また、幸脇と平岩が合併して岩脇村となりました。明治31(1898)年に美々津村が美々津町となり、大正10(1921)年には富高村が富高町に、昭和12(1937)年には富高町と細島町が合併し、富島町となりました。そして、昭和26(1951)年4月1日に富島町と岩脇村が合併し、県内で6番目の市として日向市が誕生しました。その後、昭和30(1955)年1月1日に美々津町と、平成18(2006)年2月25日に東郷町と合併し、現在の日向市となっています。

(3) 日向市の特性

本市海岸部は、日豊海岸国定公園の南端に位置し、リアス式海岸と白砂青松の海岸からなり、柱状節理の断崖絶壁「日向岬馬ヶ背」や全国有数のサーフスポットである「お倉ヶ浜」など、自然のつくりだした芸術とも言える景観が連続しています。また、国の重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けた「美々津の歴史的町並み」日本唯一の「はまぐり碁石」や日向特産の木酢「へべす」の産地としても有名です。

さらに、豊かな森林と緑に恵まれた東郷地区には歌人「若山牧水」の生誕地があり、坪谷川のほとりには「若山牧水生家」等が保存されています。

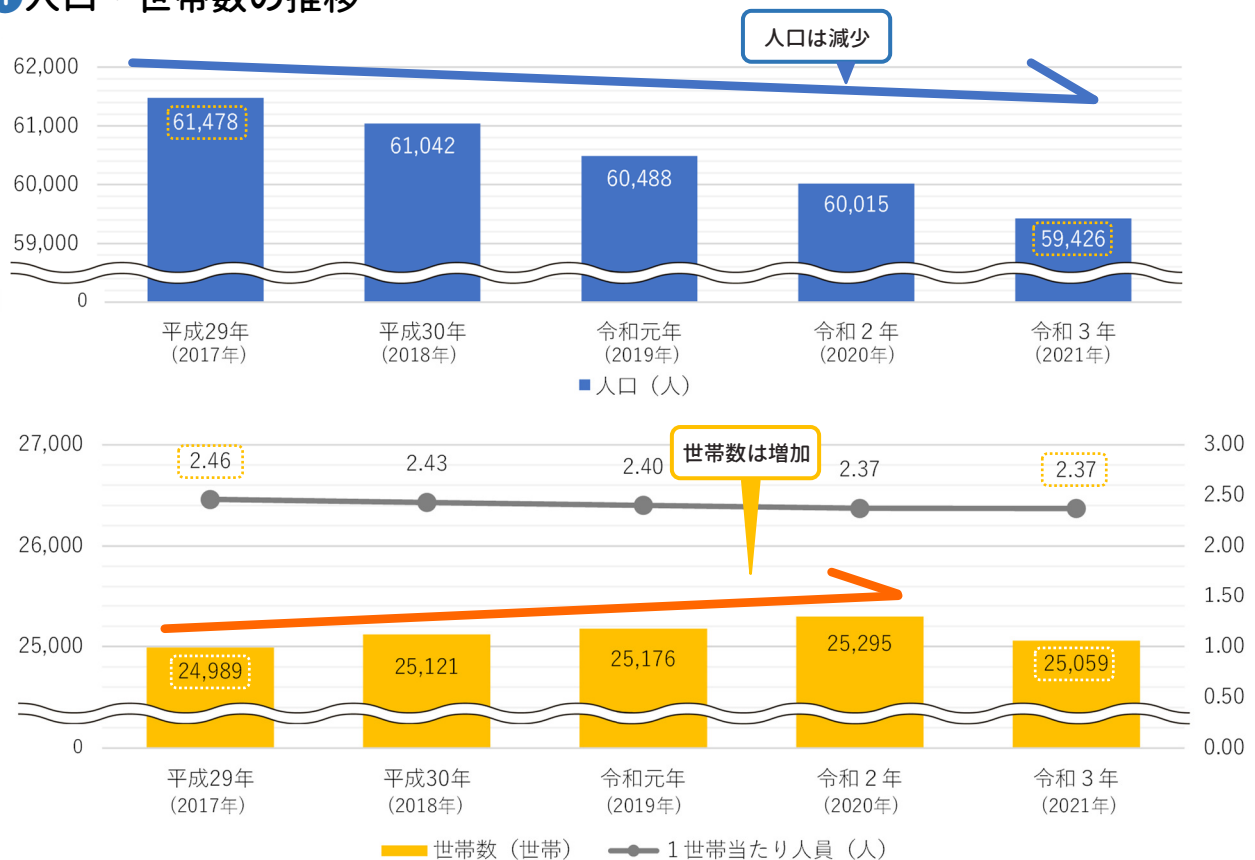
交通網においては、平成18(2006)年12月のJR日向市駅の鉄道高架の完成や、平成28(2016)年4月に北九州・宮崎間で全線開通した東九州自動車道の日向インターチェンジの供用開始などの整備が進んでいます。また、重要港湾「細島港」を擁しており、県北の中核都市としての機能だけでなく、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担う「港湾工業都市」としてのさらなる発展が期待されています。

本市では、温暖な気候や美しい自然、都会にはないゆっくりと流れる時間、人間味あふれる環境の中で、住民や本市を訪れる人がゆったりと、伸び伸びと穏やかに過ごしているまちのイメージを伝えるため「リラックスタウン 日向」をキャッチフレーズに定め、全国に発信しています。

2. 日向市の地域福祉を取り巻く現状

(1) 統計資料から見た現状

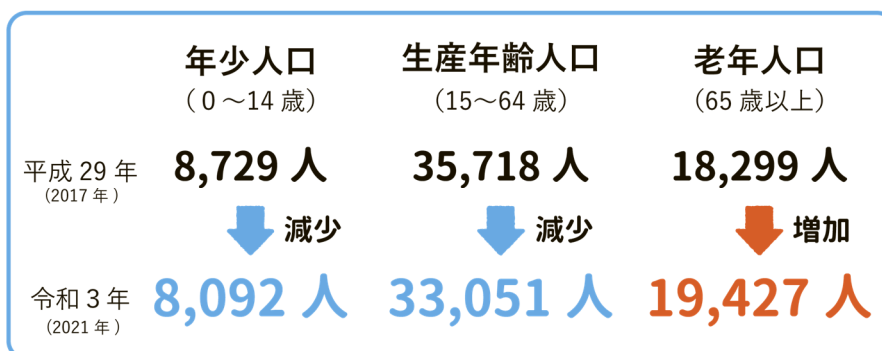
①人口・世帯数の推移



東郷町との合併直後の平成18(2006)年をピークに人口は減少を続けていますが、世帯数は令和2(2020)年まで増加しました。1世帯当たりの人員が減少する「世帯の少人数化」が進行しています。

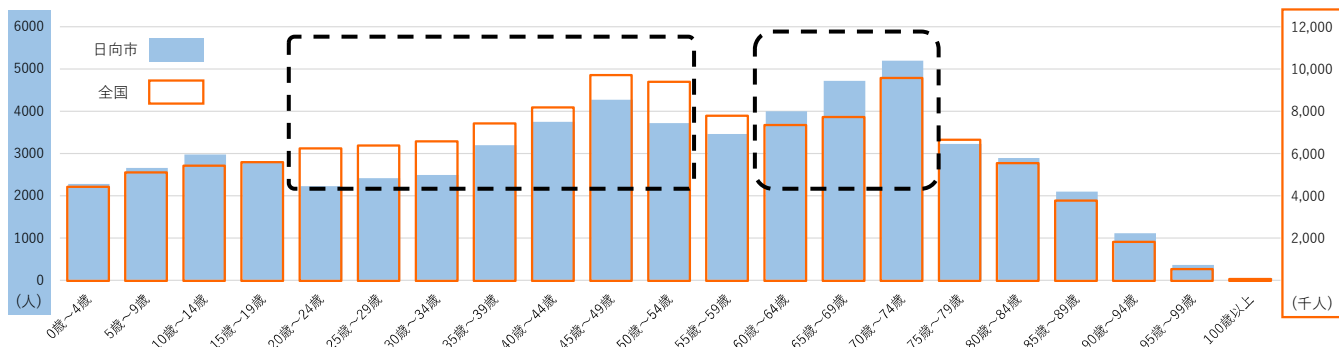
用語解説 現住人口：直近の国勢調査による人口と世帯数を基に、毎月の出生者数・死亡者数・転入者数・転出者数・世帯数を加減することにより推計したもの。住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査とは数値・合計が異なる。

②年齢3区分別人口の推移



平成29(2017)年と令和3(2021)年を比較すると、65歳以上の老年人口のみが増加しており、年少人口、生産年齢人口は減少しています。

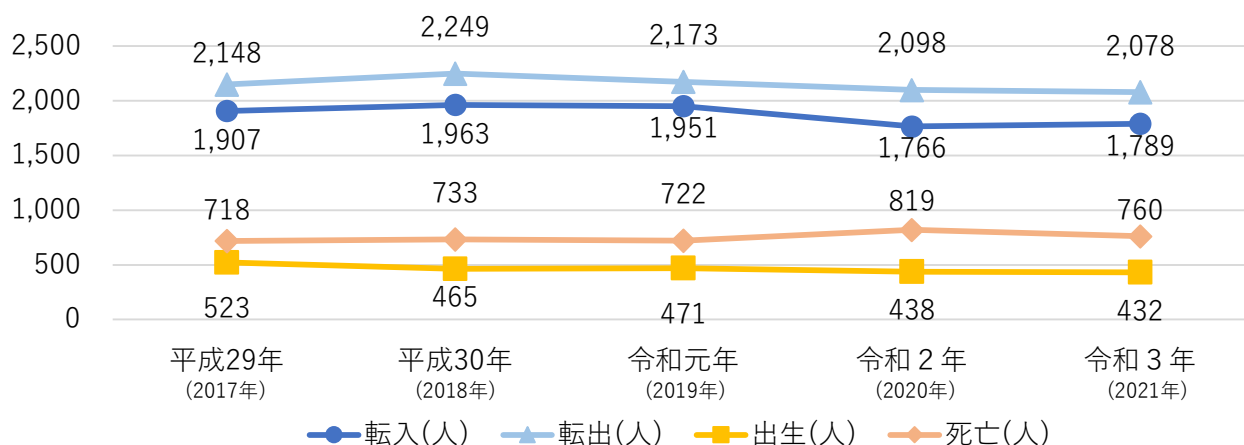
3 年齢別人口構成



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(令和4(2022)年1月1日現在)

全国の人口の年齢別構成と比較すると、本市の年齢別構成は20～34歳の比較的若い世代や35～54歳の世代が少なく、60～74歳の世代が多くなっていることが分かります。

4 人口動態の推移



資料：総合政策課

本市の人口動態は、転出数が転入数を上回る社会減、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、人口減少傾向が続いています。令和2(2020)年は転入数が最も少なく、死亡数は最も多くなりましたが、令和3(2021)年は死亡数・転出数・出生数は減少、転入数は若干の増加となっています。



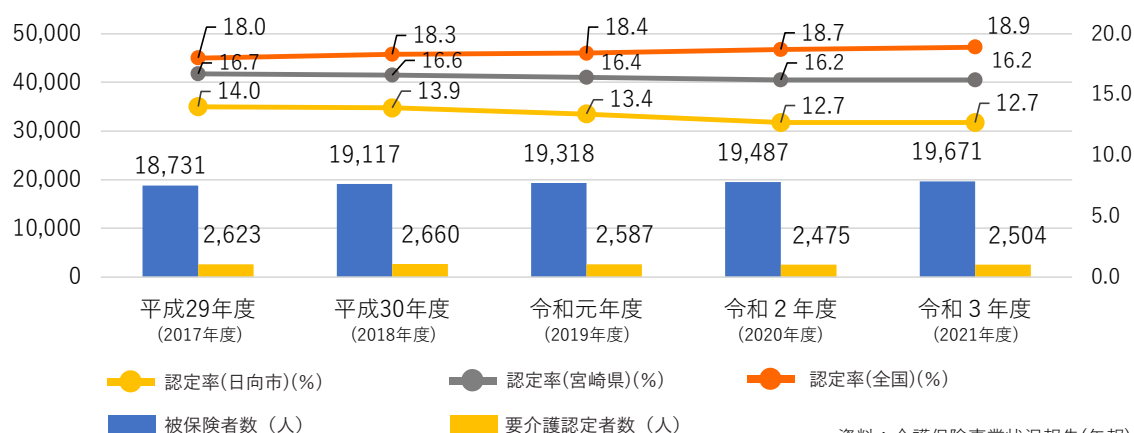
(2) 高齢者の現状

① 高齢者世帯の推移



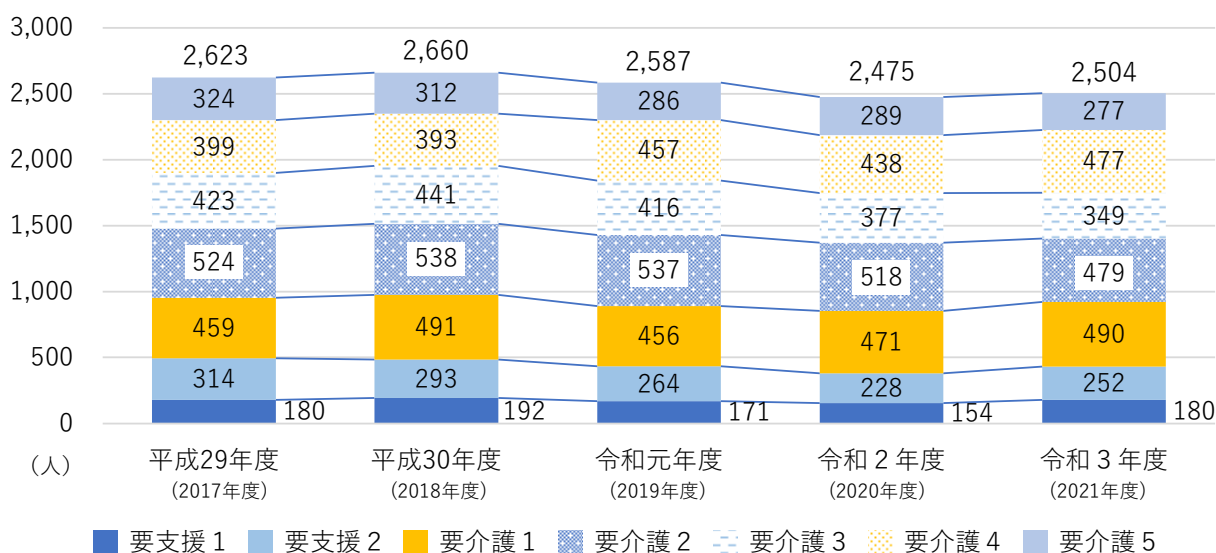
資料：国勢調査

② 介護保険の被保険者と要介護認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告(年報)

③ 要支援・要介護認定者の推移

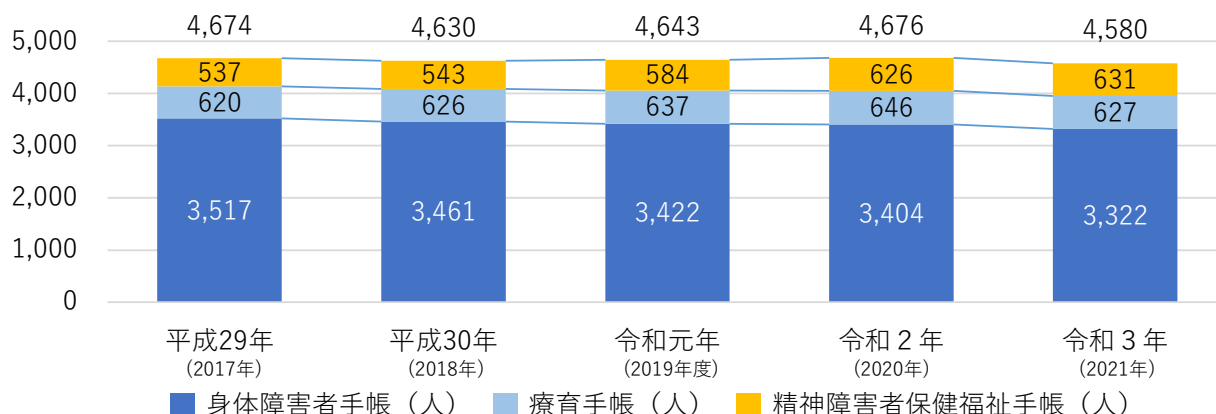


資料：平成29(2017)年度から令和元(2019)年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
令和2(2020)年度から令和3(2021)年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

高齢者のいる世帯のうち、特に「高齢者単身世帯（一人暮らしの高齢者）」の増加が顕著になっています。また、要支援・要介護認定者数はおおむね横ばいですが、認定率は減少傾向にあります。

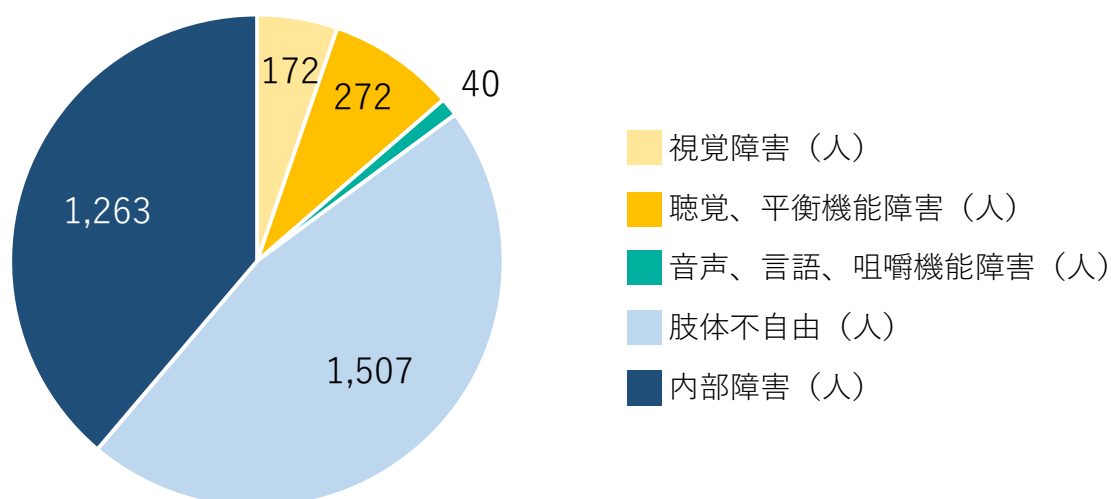
(3) 障がいのある人の現状

① 障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課(各年4月1日現在)

② 身体障害者手帳所持者数の障害種別の現状



資料：福祉課(令和4(2022)年4月1日現在)

令和3(2021)年4月1日現在の障害者手帳所持者数の合計は4,580人で、平成29(2017)年から94人の減少となっています。身体障害者手帳所持者数は減少していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっており、平成29(2017)年から94人の増加となっています。

また、令和4(2022)年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数の障害種別の現状は、肢体不自由が46.3%、内部障害が38.8%、聴覚、平衡機能障害が8.4%、視覚障害が5.3%、音声、言語、咀嚼機能障害が1.2%となっています。

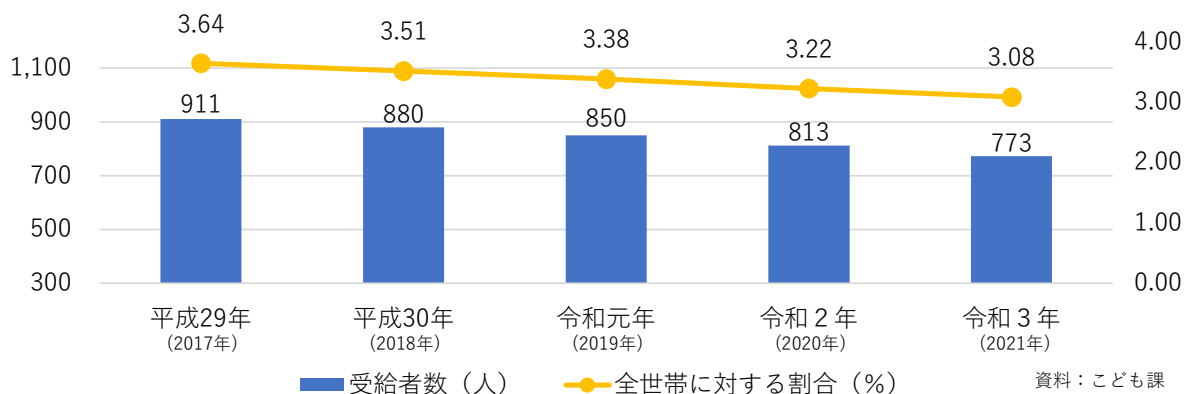
(4) 子ども・子育ての現状

① 出生数の現状



資料：【出生数】総合政策課 【合計特殊出生率】人口動態保健所・市区町村別統計及び人口動態総覧（率）・都道府県別

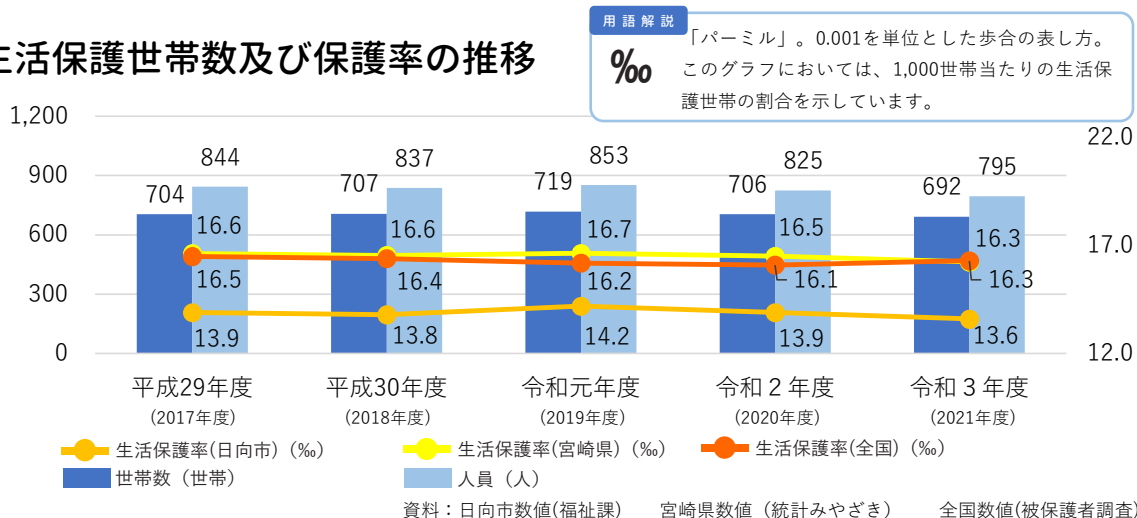
② 児童扶養手当受給者数の推移



本市の子どもの出生数は、減少傾向となっており、平成30(2018)年以降は500人を下回っています。平成29(2017)年の本市の合計特殊出生率は1.81で、宮崎県の1.73、全国の1.43を上回っています。児童扶養手当受給者は平成29(2017)年から138世帯減少し、令和3(2021)年には773世帯となっており、全世帯に対する割合も3.08%まで減少しています。

(5) 支援が必要な人の現状

① 生活保護世帯数及び保護率の推移



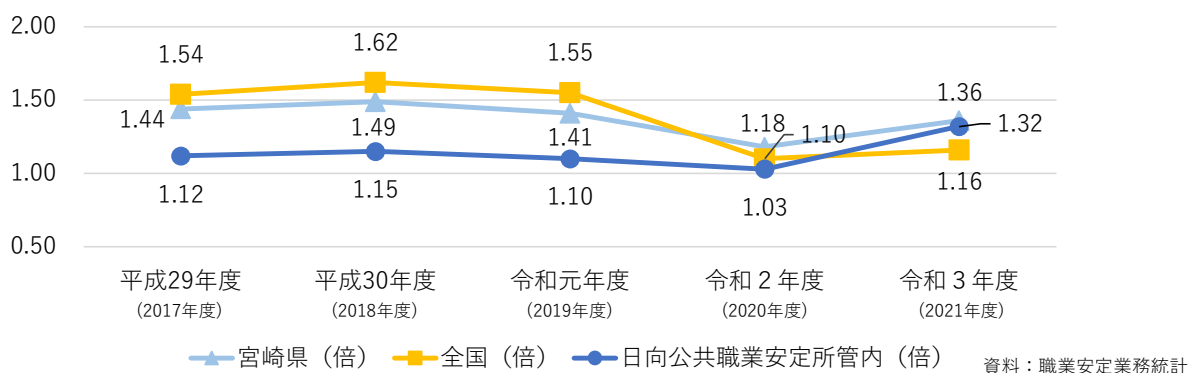
生活保護世帯数、生活保護人数は、平成29(2017)年度から減少傾向となっています。それに伴い生活保護率も減少し、令和3(2021)年度には13.6%となっています。

② 就学援助受給者数・認定率の推移



全児童生徒数に占める受給者の認定率は増加しており、特に中学生における認定率は令和元(2019)年度から20%を超えて推移しています。

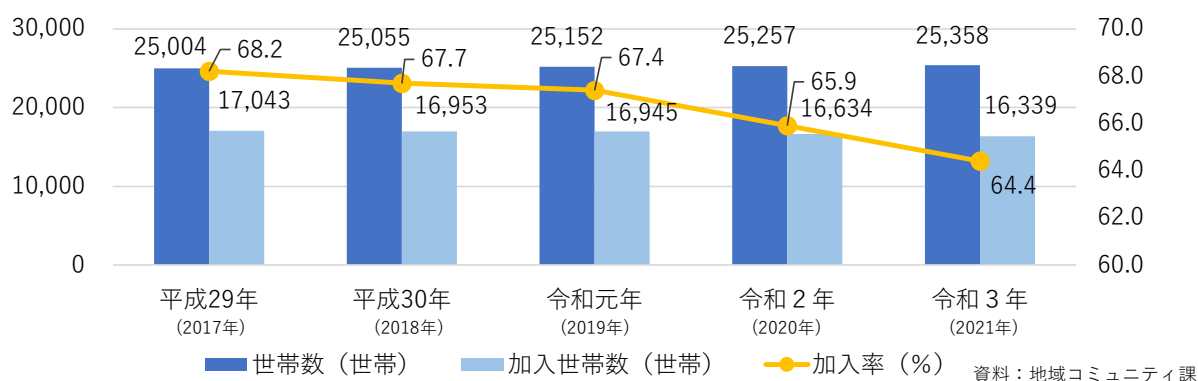
③ 有効求人倍率の推移



日向公共職業安定所管内の有効求人倍率は、平成30(2018)年度まで上昇傾向にありましたが、令和元(2019)年度から減少傾向に転じ、令和2(2020)年度には1.03となりました。その後、令和3(2021)年度は全国の横ばいに対し日向公共職業安定所管内・宮崎県の有効求人倍率は増加傾向となっています。

(6) 地域の現状

① 自治会(区)加入世帯数及び加入率の推移



自治会(区)加入世帯は年々減少しており、それに伴い全世帯に占める自治会(区)加入率も平成29(2017)年の68.2%から令和3(2021)年の64.4%まで減少しています。

(7) 本市の地域活動体制の現状

本市における主な地域活動の現状は以下のとおりです。

地域づくり・ つながりづくりに 関係する地域活動体制



自治会（区）

住んでいる地域をより良くすること、地域を共同で管理・運営することを目的として住民によって組織された団体です。

97 地区

令和 3（2021）年度

まちづくり協議会

地域の活性化、まちづくりのため創意工夫しながら自主的に活動する団体です。

4 地区

細島 平岩

塩見 東郷

令和 3（2021）年度

地域福祉部

各自治会（区）単位で、地域の課題や困りごとについて話し合ったり、住民同士のつながりを深めたりする取り組みを行うなど、主体的な活動を行う組織です。

45 区

令和 3（2021）年度

民生委員・児童委員

住民の困りごとを聞き、必要な援助を行うなど、福祉の増進に努める方です。民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

133 人

（うち主任児童委員 12 人）

令和 4（2022）年 12 月現在

相談訪問件数 **3,453 件**

訪問連絡活動 **13,812 件**

令和 3（2021）年度

福祉推進員（東郷地区のみ）

自治会（区）ごとに住民主体の見守り活動を実施しています。住民、民生委員・児童委員などと協力して地域の生活課題や福祉課題の発見・解決に向けて活動しています。

84 人

令和 4（2022）年 4 月現在

ボランティア団体

地域においてさまざまなボランティア活動を推進しています。

ボランティア・市民活動センター登録団体

48 団体

1,528 人
（重複登録含む）

令和 4（2022）年 4 月現在

市民公益活動団体

営利を目的とせずさまざまな社会貢献活動を自発的に行う団体です。

市民活動支援センター登録団体 **41 団体**

さんびあ登録団体 **41 団体**

令和 4（2022）年 9 月現在

防災・災害時支援に 関係する地域活動体制



赤十字奉仕団

災害時の炊き出し支援や募金活動、平時の自治会（区）や学校等での心肺蘇生法・AED・応急手当方法等の講習、普及活動などを行っています。

91 人

令和 4（2022）年 4 月現在

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づいて地域住民によって自主的に結成する組織です。

88 地区

令和 4（2022）年 8 月現在

消防団

普段は本業を持っている住民が、災害時などに消防署と協力した対応や地域における防災意識の向上に取り組む機関です。

団員数 869 人

（男性 842 人：女性 27 人）

10 分団 44 部

令和 4（2022）年 4 月現在

婦人防火クラブ

地域での炊き出し訓練等を行っています。

1 地区 15 人

令和 4（2022）年 4 月現在

幼年消防クラブ・少年消防クラブ

幼年消防クラブは楽しさの中から火遊びの怖さを知ることとする幼児を対象にした防火団体です。少年消防クラブは少年期から防火・防災について学び、防火パトロールなどの活動を行う団体です。

幼年消防クラブ **5 園 181 人**

少年消防クラブ **1 校**（活動休止中）

令和 4（2022）年 4 月現在

高齢者の 居場所づくりに 関係する地域活動体制



高齢者クラブ

生きがい・健康増進、仲間づくり、地域社会との交流、レクリエーションなどを行う団体です。

20 団体 675 人

令和4（2022）年4月現在

サロン

地域でさまざまな人が集い、ふれあい、話し合うことで、悩みや不安を和らげ、地域のつながりを深める自主活動を行う場所です。

ふれあいいきいき
サロン **62 力所**
コミュニティカフェ
(認知症カフェ) **4 力所**

令和4（2022）年9月現在

子ども・子育てに 関係する地域活動体制

子どもの支援・応援に取り組む 民間支援・応援団体グループ

子どもの体験活動や学習支援、子育て・生活に関する悩みの相談・支援、親子への居場所提供の活動を行う民間団体です。

47 団体

令和4（2022）年4月現在

子ども食堂・こどもカフェ

さまざまな理由で食事を満足に取れなかったり、孤食になりがちだったりする子どもたちを対象に、居場所を設け、地域ぐるみの子育て支援や世代間交流の場と温かい食事を提供しています。

2 力所

令和4（2022）年度

地域子育て支援拠点

「日向地域子育て支援センター」や「つどいの広場」を拠点に、育児相談、サークル・クラブ活動、体験保育などの子育て支援の取り組みが行われています。

2 力所

令和4（2022）年度

健全育成・再犯防止に 関係する地域活動体制

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りのため、指導や援助を行うほか「社会を明るくする運動」などの犯罪や非行防止の啓発を行っています。保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

日向・入郷地区 **49 人**

令和4（2022）年5月現在

更生保護女性会

保護司会の協力のもと、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とする団体です。

日向・入郷地区 **88 人**

令和4（2022）年5月現在

青少年指導員

児童生徒・親（保護者）の相談対応を青少年育成センターで行っているほか、青少年指導員で組織する青少年指導員連絡協議会を中心として青少年の健全育成活動を推進しています。

71 人

令和4（2022）年9月現在

地域活動を推進するための 基金を活用した助成事業

ひまわり基金助成事業

本市の産業、文化等の振興を図ることを目的としたふるさと創生基金事業です。市民活動団体が、市内で行うまちづくり、人づくりもしくはものづくりのための事業またはそれらに関する学習会もしくは研修会等に対して助成をしています。

	助成団体数 (団体)	助成金額 (千円)
平成30年度	14	1,526
令和元年度	9	1,032
令和2年度	1	128
令和3年度	3	413
令和4年度※	7	850

※令和5（2023）年1月現在

うるおい福祉基金事業

住民の創意と工夫を生かした自発的な保健福祉事業を推進しています。民間の福祉事業の支援、在宅福祉等の普及・向上、生きがい・健康づくりの推進、福祉ボランティア活動の活性化、福祉事業推進に関する調査研究、福祉教育の推進に関する事業等に助成をしています。

	助成団体数 (団体)	助成金額 (千円)
平成30年度	0	0
令和元年度	0	0
令和2年度	0	0
令和3年度	1	52
令和4年度	1	138

市民まちづくり支援事業

元気で活力ある協働のまちづくりを推進することを目的として、地域づくり事業（コミュニティの活性及び醸成につながる事業）、イベント系事業、伝統的事業といった住民自らの企画提案により実施する公益性の高い事業に要する経費の一部を助成しています。

	助成団体数 (団体)	助成金額 (千円)
平成30年度	9	5,052
令和元年度	8	1,360
令和2年度	1	160
令和3年度	6	1,542
令和4年度※	7	2,457

※令和5（2023）年1月現在



第3章 第3次地域福祉計画の状況

1. 基本目標ごとの状況



第3次計画の期間中、本市が取り組んだことと、アンケート調査や関係団体インタビューの結果を基に、計画の進捗を基本目標ごとにまとめました。

基本目標1 地域福祉を推進する基盤（意識・環境）づくり

主な取り組みと成果

- 子どもの発育に応じた教育講座を開催し、家庭での教育力を高めるシステムの構築に努めました。
- 中学校区ごとの要保護児童対策地域協議会の校区部会で、地域における支援が必要な子どもの把握と保護・支援を行いました。
- 一人暮らしの高齢者の抱える課題を把握するため、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター※と民生委員・児童委員の連携のもとで訪問を行いました。
- 自治会(区)単位での地域福祉部設置の推進のため、社会福祉協議会による立ち上げ支援を行いました。
- モデル地区を選定し、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を推進しました。

関係団体インタビューでは

Q：地域でどんな「困りごと」を聞きますか。

多くみられたキーワード

高齢者

一人暮らし

認知症

子育て

意見の一例

夫婦や一人暮らしの高齢者がコロナ禍で交流がなく寂しい思いをしている人が多い。

豪雨などの災害時に高齢者などの避難が難しい人もいる。

地域における子育てや不登校など支援が必要な家庭のことを聞くことがある。

地域の認知症と思われる方の見守りやそういった方のいる家庭の相談を受ける。

- 地域との関係性の希薄化によって、高齢者や一人暮らし世帯の居場所や交流機会の減少、そして災害時の対応に不安を感じている現状が明らかになりました。地域福祉部などの地域内での組織づくり、誰もが集える居場所の創出、そして災害時の適切な対応ができる体制の検討といった、地域内での強い関係づくりを進めていく必要があります。
- 子育てや不登校、障がいのある人などに関する困りごとなどは、全体として意見が少ない結果となりました。こうした課題は気づきににくく共有されにくい可能性があります。さまざまな地域の課題にもアプローチができるよう、地域に目を向けてもらうための意識づくりとあわせて、課題に気づいた時に適切な支援にスムーズにつながるよう支援体制の整備と連携の強化を進めていく必要があります。

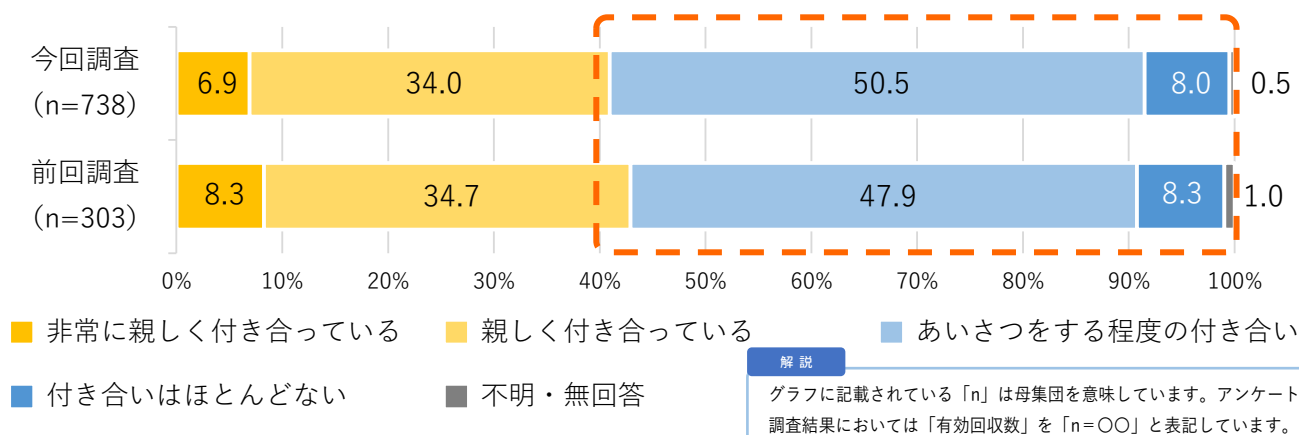
用語
解説

生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。

アンケートでは

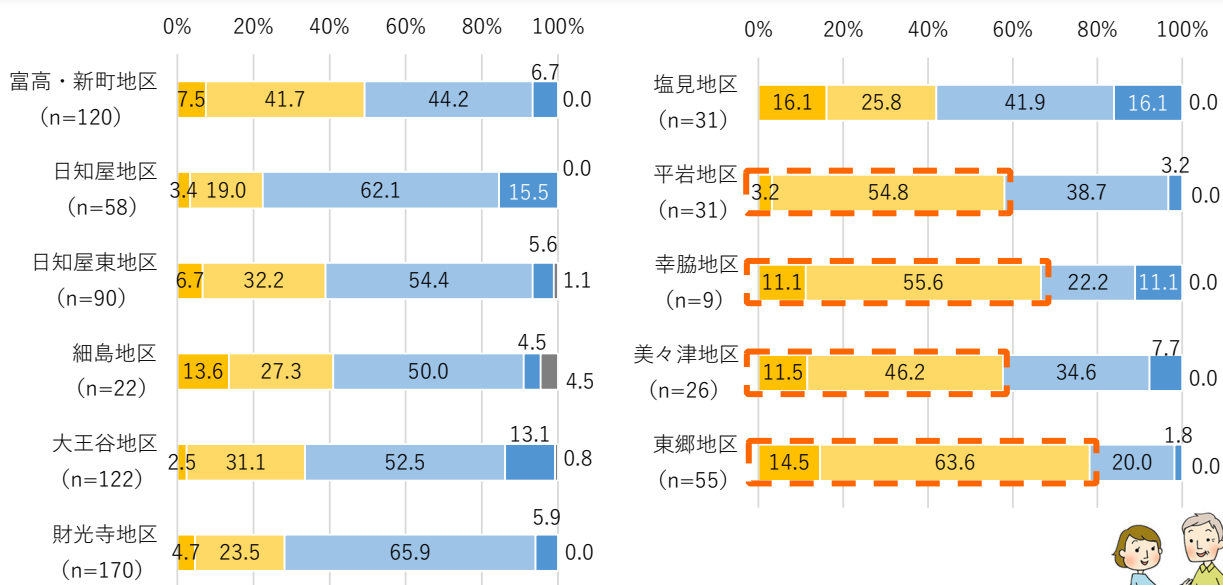
※掲載している「前回調査」は平成29(2017)年に実施した『「第3次日向市地域福祉計画」策定にあたってのアンケート調査結果』を抜粋したものです。

Q：あなたは、近所の人とどの程度お付き合いをしていますか。



「近所の結びつきが弱い」※¹割合は、全体で58.5%となっています。しかし、地区ごとの集計をみると「近所の結びつきが強い」※²割合が6割を上回っている地区もあり、地区によって地域の結びつきの状況が異なっていることが分かります。

※1 「あいさつをする程度の付き合い」「付き合いはほとんどない」の合計
※2 「非常に親しく付き合っている」「親しく付き合っている」の合計



Q：普段の暮らしの中でどんな「困りごと」が増えましたか。※

自分や家族の
健康のこと

62.0%

自分や家族の
老後のこと

57.1%

介護に
関すること

41.5%

地震や火事など
災害のこと

40.5%

※『普段の暮らしの中で、あなたの「困りごと」は以前より増えていますか』の問いに「増えている」と回答した人のうち『どんな「困りごと」が増えましたか』中の回答の多かった上位4項目

基本目標 2 助け合い 支え合い いつまでも安全・安心のまちづくり

主な取り組みと成果

- 市内の小中高等学校において福祉に関する教育を実施しました。
- ヘルシースタート事業を充実させ、妊娠・出産・育児等の切れ目のない支援の構築に努めました。
- 子どもの居場所づくりを進め、中学生を中心に相互交流や個別の学習支援を行いました。
- 「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を開始し、多機関協働による包括的支援体制、地域住民が主体となった地域生活課題の把握及び解決に向けた体制の構築等を図りました。令和4(2022)年度は「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます。
- NPO法人や市民活動団体の立ち上げ支援や活動支援のための講座を開催しました。
- 住民が手話に接する機会として、市民手話講習会や手話奉仕員養成講座などを開催しました。

関係団体インタビューでは

Q：あなた（または貴団体）は、この先「もっとこんな活動をしたい」「地域でこんな存在でありたい」といった目指す姿に向けて、どのようなことをしていく必要があると思いますか。

多くみられたキーワード

話し合える

住民、区長、民生委員・児童委員や福祉関係者が話し合える場所があるとよい。

考える

多様化する課題の中で「一つずつ」考えていくことはとても大切だと感じる。

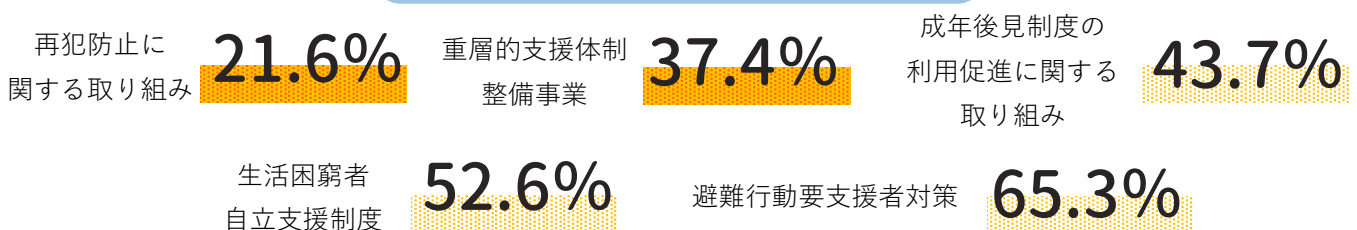


意見の一例

- 自発的な取り組みに関する意見が多くあげられており、個別の回答でも「専門機関との連携」「地域福祉部の有効活用」「自治会(区)でできないことを補完できるようになりたい」などさまざまな意見があげられました。意欲的な活動を行う団体への支援や、団体同士のつながりづくりを進め、地域力の強化につなげていくことが重要です。

Q：現在、行政や社会福祉協議会が実施している取り組みや制度について知っていますか。

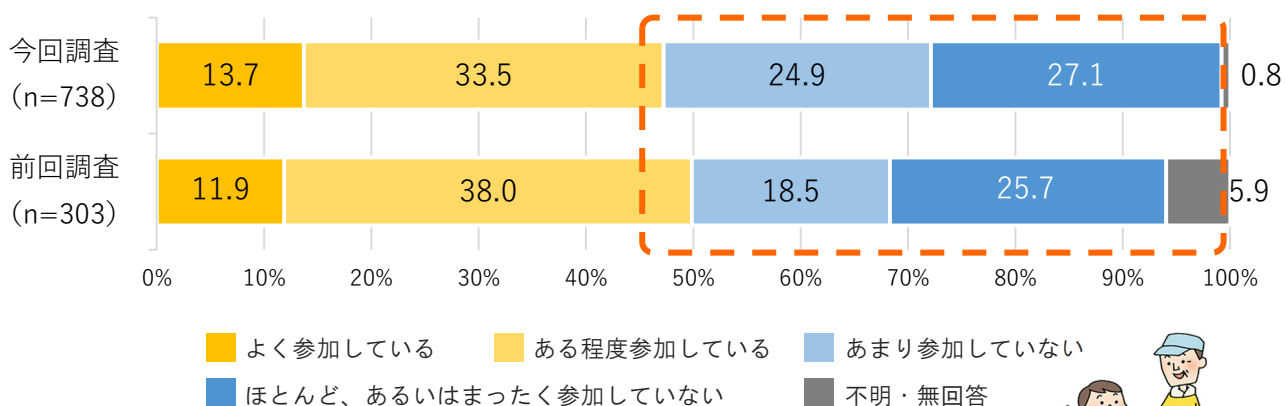
「知っている」と答えた割合



- 「再犯防止に関する取り組み」「重層的支援体制整備事業」の認知度が4割以下となっており、そのほかの取り組みや制度についても十分に認知がされていない現状が明らかになりました。行政や社会福祉協議会が実施している取り組みや制度は、地域の団体や住民の協力が必要不可欠なため、広報や啓発に努め理解や認識を深めていく必要があります。

アンケートでは

Q：あなたは、自治会(区)等の活動にどの程度参加していますか。



Q：自治会(区)等の活動に参加している主な理由は何ですか。 ※

※「よく参加している」「ある程度参加している」と答えた方へのみの回答



その他回答では…

近所に住む者の
義務だから

53.2%

なんとなく、
昔からそうだから

24.1%

- 近所との付き合い・つながりは大事だと思うから
- 小さい子どもがおり、知り合いになって見守ってもらいたいから
- 人と会うことが楽しいから



「参加していない」※割合が前回調査から7.8ポイント増加し、52.0%となっています。前回調査後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、人との交流が疎遠になってしまっている影響も考えられます。

一方で、参加している理由については「近所に住む者の義務だから」が最も多い結果となりましたが、その他の回答では、地域のつながりの重要性や、楽しみといった声も聞かれました。

※「あまり参加していない」「ほとんど、あるいはまったく参加していない」の合計

基本目標3 福祉サービスを生かして広げて

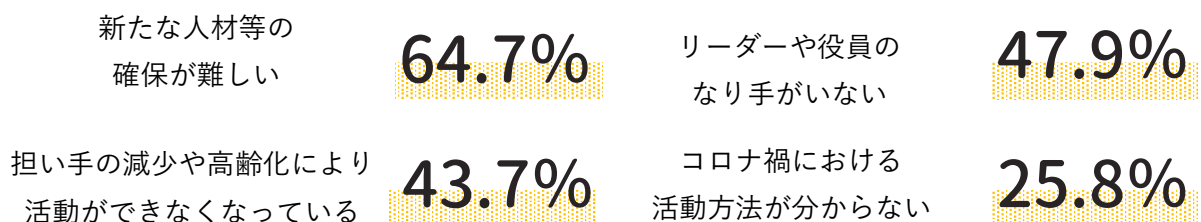
健康でいきいき暮らせるまちづくり

主な取り組みと成果

- 高齢者に関する課題を検討する地域ケア個別会議や、地域代表者等も参画する圏域別ケア会議等を実施し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めました。
- 認知症のある方やその家族を支える仕組みとして、地域や小中高等学校、企業等に対して「認知症サポーター※養成講座」を開催しました。
- 元気な高齢者が活躍できる仕組みとして「地域福祉サポーター※養成講座」や「生活支援サポーター※養成講座」を実施するなど、元気な高齢者による支援サービスの創出や住民主体の通いの場の運営など、地域の力で支え合う仕組みづくりに努めました。
- 福祉に関する各種相談について、周知に努めるとともに、複数の関係機関にまたがる相談内容については、情報を共有して対応しました。
- 民生委員・児童委員や福祉推進員等と連携しながら地域の中で孤立しがちな世帯に対して「安心カード」の普及・啓発を行い、地域の見守り体制の強化を図りました。

関係団体インタビューでは

Q：活動を行ううえで、課題だと感じていることや困っていることはありますか。



※14項目のうち回答数の多かった4項目

意見の一例

高齢化や人口減少によって、地域の担い手が不足したり、活動が困難になったりしている。

コロナ禍で活動の時間もつくりにくいし、情報も得られず活動もほとんどしていない。

- 人口減少や高齢化に伴う担い手不足が、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってさらに深刻化するだけでなく、活動の継続についても影響している現状が明らかになりました。フォローアップによる地域活動の継続支援や活動に関する情報の発信といった、地域の自発的な活動を支援する取り組みについて検討していく必要があります。

用語 解説

認知症サポーター：認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

地域福祉サポーター：身近な地域で起きている課題や困りごとなどに気づき、社会福祉協議会につなげる役割を担うボランティア。

生活支援サポーター：高齢者の困りごとである簡易な家事支援や、住民主体の通いの場の運営等を行うボランティア。

Q：活動を行ううえで、自分の団体だけでは解決できないことは何ですか。

多くみられたキーワード

交通

病院



意見の一例

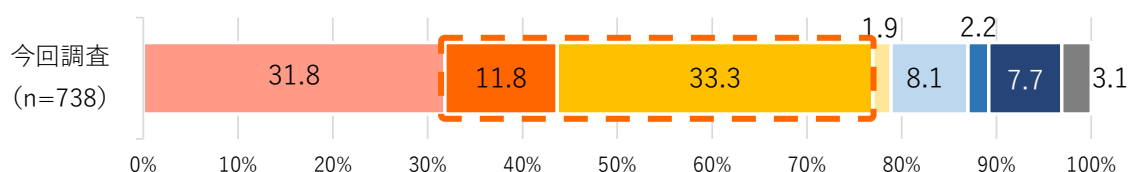
日常生活の移動手段がない人への支援や新しい介護・保育施設の整備には対応できない。

虐待や医療などの専門的な支援が必要な場合は、自分たちだけでは対応できない。

- 虐待や医療に関する困りごとなど、専門的な知識を持って対応する必要のある課題の対応、日常生活の移動手段の確保や新たな福祉施設の整備といった課題などがあげられました。行政や社会福祉協議会、関係機関が相互に連携し合い、地域の課題を取りこぼすことのないようセーフティネットの構築や住民の声を反映した新たなサービスを検討していく必要があります。

アンケートでは

Q：隣近所の何らかの支援を必要としている方への支援（日常生活上の手助け・お手伝い）について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。



- 近所に住む者として、できる範囲で支援したい
- 支援をしたいが、何をすればいいのかわからない
- 支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない
- 支援は市役所などがやる仕事なので、近所の者がしなくてもよい
- 余計なお世話になってしまうので、支援はしない
- その他
- 分からない
- 不明・無回答



Q：隣近所に介護や子育てで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか。

見守りや安否確認の
声かけ

54.9%

災害時の手助け

29.9%

高齢者の話し相手

26.3%

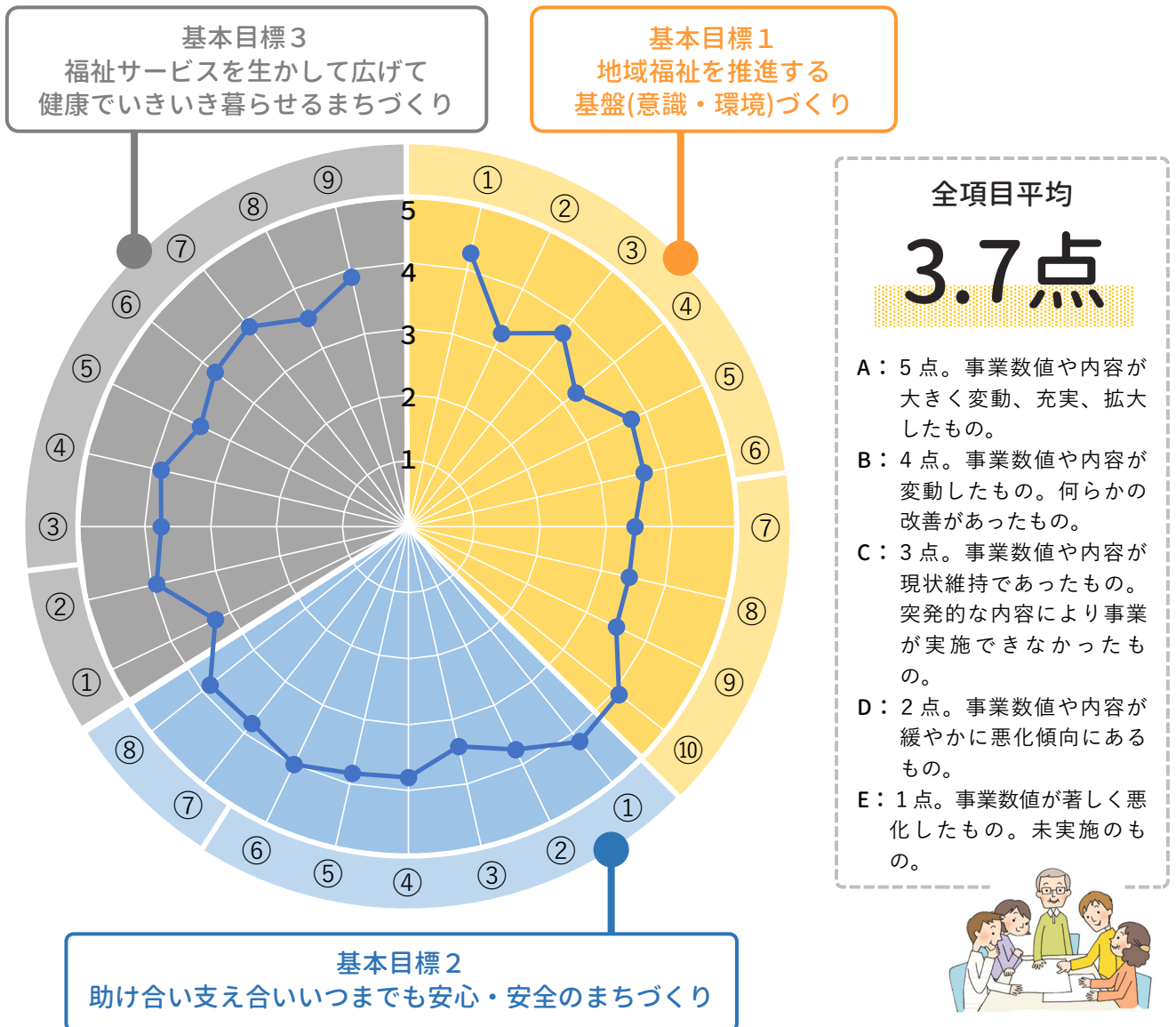


地域内での支援については、多くの人が必要性を感じている一方で、具体的な取り組みに踏み出せない人や踏み出す余裕のない人が約4割いる状況です。また、困っている隣近所にできる手助けでは、見守りや話し相手、そして災害時の手助けがあげられています。

2. 第3次計画の進捗状況



第3次計画の期間中の本市の取り組みの成果と課題を勘案し、評価を行いました。年度ごとの評価を点数に換算し、計画期間中の平均値を算出したうえで計画全体の進捗状況を示しています。



基本目標1	基本目標2	基本目標3
(1)まず「我が事」の理解からはじめよう ～市民主体のまちづくり～	(1)進めよう理解と共生・協働で、 安全・安心のまちづくり	(1)広げよう連携交流、構築しよう ネットワークづくり
①家庭・地域の「絆」から	①共に生きる「福祉の心」を育てる福祉教育の推進	①地域包括ケアシステムの構築から深化・推進へ
②進めよう健康づくり	②ヘルシースタート事業の推進	②包括的相談支援体制の構築
③みんなで守ろう生活のルール	③障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり	(2)包括的な福祉サービスの提供・利用促進で 「丸ごと」支援の推進
④ボランティア活動への参加と推進	④虐待・暴力(DV)防止、犯罪・再犯防止と社会復帰の支援	③包括的支援体制の整備、充実
⑤地域福祉の担い手になろう	⑤権利擁護の推進(成年後見人制度の充実)	④障がいのある子どもへの支援の充実
⑥社会や企業の「共生力」を育てよう	⑥生活困窮者(家庭)への支援	⑤既存制度の理解と活用、見直し
(2)生活しやすい快適な環境を整えよう	(2)助け合いと支え合いの組織と人材育成	⑥制度の谷間をつくらない各種サービスの創設、充実
⑦ユニバーサルデザインの推進	⑦地域で助け合い支え合い、福祉力を高める組織づくり	⑦みんなで守る地域医療
⑧住みよい生活環境の整備	⑧専門的人材の育成・確保	⑧ふれあい交流の場の拡大
⑨子どもを心豊かに育てる環境の整備		⑨就労相談の充実で雇用創出・雇用促進
⑩災害時に備えた支援体制の充実		

3. 現状からみる日向市の地域福祉の今後の課題



第3次計画の進捗状況を踏まえて今後の本市における地域福祉の課題をまとめています。

基本目標1

地域福祉を推進する基盤（意識・環境）づくり

- 地域での支え合い活動を支援することで、主体的に地域生活課題を把握し課題の解決に取り組む「我が事」意識を持つ住民を増やしていく必要があります。
- 若い世代を含めた地域活動の担い手づくりや、すべての人に参加や活躍の機会づくりを進めていくとともに、誰もが世代を超えて気軽に交流できる場所の確保や機会の提供について検討していく必要があります。
- 地域で子どもを育てるという意識の醸成を進めるとともに、地域ぐるみの子育てを軸としながら、多世代交流を深めていくことが重要です。
- 災害時に備えて適切な役割分担のもと、地域で支え合える組織や体制づくりが必要です。
- 避難行動要支援者の個別避難計画と地区防災計画の策定を推進していく必要があります。

基本目標2

助け合い 支え合い いつまでも安全・安心のまちづくり

- 自治会(区)における地域福祉部の設置推進について、事例収集や情報共有の機会を設けるなど、自治会(区)に対する継続的な後方支援活動を行っていく必要があります。
- 誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、小中高等学校などでの福祉教育の推進が必要です。
- 子育て支援の充実が進む中、親（保護者）と子のふれあいの時間が減少することのないよう、支援とあわせた「親子の愛着形成」といった視点での支援策についても検討していく必要があります。
- 行政や社会福祉協議会等が行っている制度や取り組みについて、さまざまな人への理解を広めていく必要があります。
- 施設や事業所等に勤める専門職を地域で生かす仕組みづくりや、既存の団体等とも連携し、助け合い・支え合い活動を推進していく必要があります。
- 罪を償い社会復帰をした方々に対する偏見をなくし、立ち直りのできる社会を地域全体で理解し取り組んでいくため、再犯防止に関する制度や活動について、周知と啓発を図る必要があります。

基本目標3

福祉サービスを生かして 広げて 健康でいきいき暮らせるまちづくり

- 地域のさまざまな困りごとに対応し、誰もが必要に応じて適切なサービスを受けることができるよう、**高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援など福祉の個別分野の支援体制の強化と、包括的な支援体制を構築**していく必要があります。
- 課題や困りごとを抱える世帯に地域の活動団体などが気づいた時、迅速に行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターなどの支援につながるよう、**さまざまな機関の連携体制の構築**が必要です。
- ひきこもりや孤独・孤立といった声をあげにくい課題にアプローチができるよう、**協力して課題を解決する仕組みづくりや相談・支援体制の強化**が必要となっています。
- 支援を必要としている人に情報が適切に行き渡るよう、行政や社会福祉協議会が行っている相談窓口や支援サービスに関する情報について、**提供する情報の内容の充実やさまざまな媒体による情報発信**を推進していく必要があります。
- 誰もが働きがいを感じながらいきいきと就業できるよう、事業所等では「従業員の健康管理」の視点からも**働きやすい環境づくり**を進めていく必要があります。
- 複数の課題を抱えている人や、制度の狭間の課題を抱えている人などに対して、福祉分野に限らず、保健・教育・就労など、さまざまな角度から課題に対応できる**包括的、重層的な支援体制を整備する**必要があります。



第4章 第4次地域福祉計画の基本的な考え方

1. 第4次地域福祉計画の目指す方向性



住民・事業所アンケート、関係団体紙面インタビューや第3次地域福祉計画の状況等から見えた本市の課題や近年の社会情勢を踏まえて、住民、地域・団体等、社会福祉協議会、行政などが協働して地域福祉に取り組んでいくため、次の基本理念と基本目標、施策推進目標を設定します。

(1) 基本理念の設定

第3向日向市地域福祉計画では、第2向日向市総合計画の方向性と地域共生社会の考え方を踏まえ「だれもが 自分らしく 安心して暮らせる 地域共生社会の実現を目指して」を基本理念に掲げ、取り組みを進めてきました。これまで積み上げた取り組みは、多くの項目で成果や改善がみられており、本市の地域福祉の推進において今後も重要な取り組みであることが分かりました。そのため、現状や課題を把握したうえで、良いところはさらに推進し、本市における地域福祉の基盤として、本計画の期間中においても引き続き推進していく必要があります。

一方で、策定に先立って実施した住民・事業所アンケート、関係団体紙面インタビューや第3次計画の状況等から見えた本市の新たな福祉課題、そして今後のさらなる人口減少や地域力の低下、地域課題の複雑化といった社会情勢の変化などに対応し、いつまでも安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すためには、課題がみられる取り組みの改善や、取り組みが不十分な分野への新たな施策の展開が必要です。

今後、本市が目指すべき姿は、第4次計画においても「地域共生社会」であることに変わりはありません。そのため、第3次計画の基本理念「だれもが 自分らしく 安心して暮らせる 地域共生社会の実現を目指して」を第4次計画に引き継ぎ、さらに取り組んでいくこととします。

基本理念

**だれもが 自分らしく 安心して暮らせる
地域共生社会の実現を目指して**

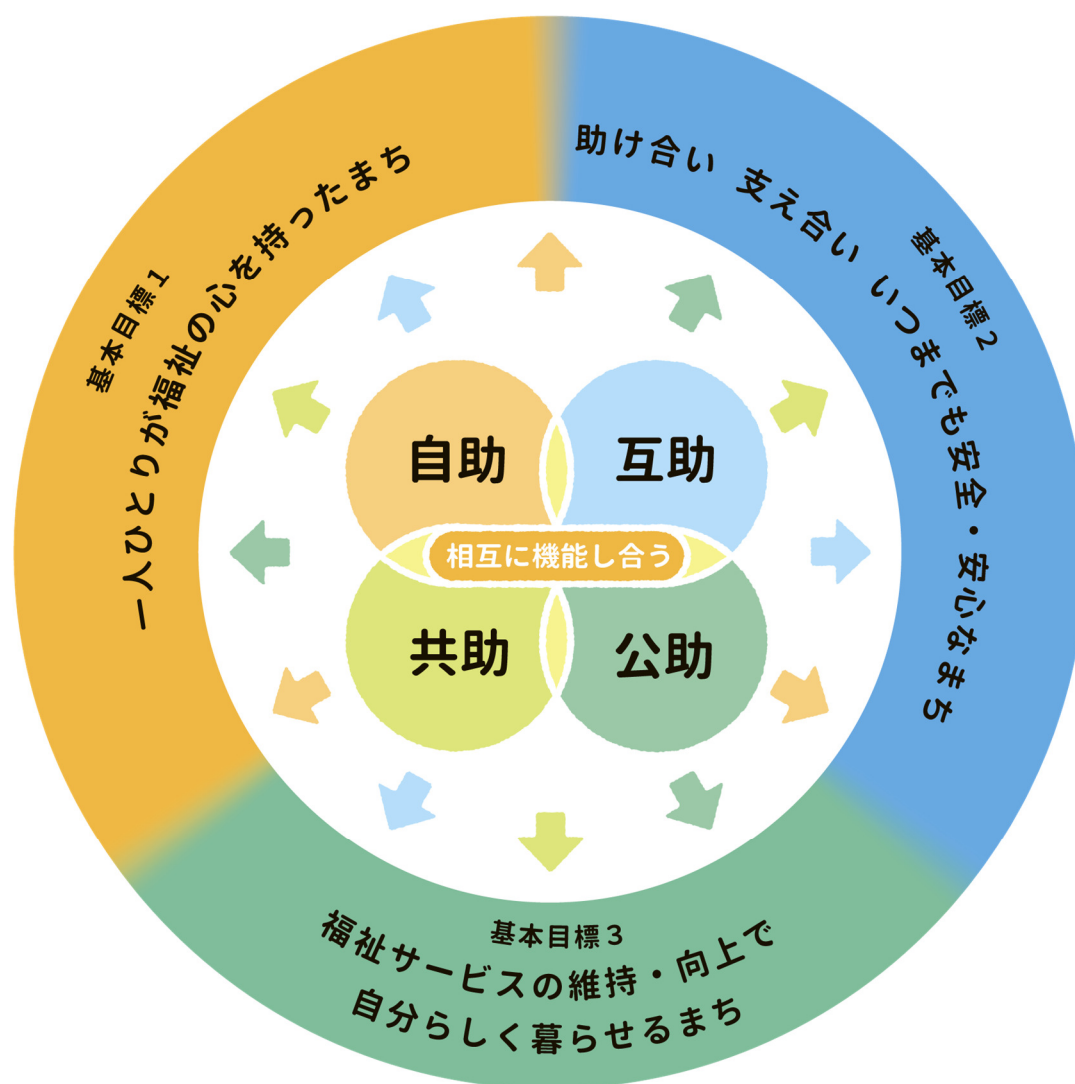


(2) 基本目標と施策推進目標の設定

本計画では基本理念に基づいて取り組みを展開しますが、地域福祉分野における取り組みは、多様な主体が共に協力しながら進めるものが多くあり、取り組みの方向性も多岐にわたっています。

そのため、本計画においては、それぞれの取り組みが「自助」「互助」「共助」「公助」のどの分野に関わりが深く、結果的に影響が大きいものなのかを基準に分類をすることとします。また、分野ごとの目指すべき目標として、主に「自助」分野を基本目標1「一人ひとりが福祉の心を持ったまち」、「互助」「共助」分野の基本目標2を「助け合い 支え合い いつまでも安全・安心なまち」、「公助」分野の基本目標3を「福祉サービスの維持・向上で自分らしく暮らせるまち」と設定し、基本目標を各分野のあるべき姿として位置づけることで、具体的なビジョンを持って取り組みを推進できるようにします。

なお、「自助」「互助」「共助」「公助」と4つの視点を基に取り組みを進めますが、例えば自助分野の取り組みであっても、取り組む段階や結果において互助・共助・公助の強化にもつながるというように、それぞれは切り分けて取り組むことができないものです。そのため、各分野の取り組みをバランスよく推進していくことが重要であり、ひとつひとつの取り組みを積み重ねていくことが、地域共生社会の実現に向けた歩みとなります。



基本目標と施策推進目標

基本目標1 一人ひとりが福祉の心を持ったまち

地域を構成するのは住民一人ひとりであり、自らの健康を気かけたり、地域や社会で起きている課題を自分のこととして考えたりする「我が事」意識、そして一人ひとりが時には支え、時には支えてもらう「お互い様の関係」であることを理解する「自助」の意識を持つことは、自らのためだけでなく「互助」「共助」「公助」といったさまざまなつながりから生まれる地域全体の支え合いの関係をつくっていくための基礎にもなります。

「我が事」意識や「お互い様の関係」の理解のため、福祉教育や健康管理に関する啓発、世代や性別、分野などに関わらず誰もが交流し、活躍できる機会や場の充実、地域活動を推進できる支援体制づくりを進め、一人ひとりが福祉の心を持ち、地域がそれを育てていく環境をつくります。

施策推進目標（1） まず「我が事」の理解からはじめよう

施策推進目標（2） 「お互い様」のつながりをつくろう



基本目標2 助け合い 支え合い いつまでも安全・安心なまち

近所付き合いや地域の交流促進だけでなく、身近な地域で活動する団体への支援を行うことで「互助」「共助」の推進に努め、助け合い・支え合いにより、誰もが安心して暮らせるつながりづくり・組織づくりを進めます。また、災害時の備えを地域ごとに進め、いざという時に誰もが安全かつ適切に避難や対応ができる体制づくりを進めます。

施策推進目標（1） 助け合いと支え合いの組織づくり

施策推進目標（2） 進めよう 理解と共生・協働で安全・安心なまちづくり



基本目標3 福祉サービスの維持・向上で自分らしく暮らせるまち

家族や地域の力で解決できないことがある時に、適切な福祉サービスや包括的な支援が受けられるよう、情報の提供や相談窓口の充実、多職種・異分野、関係機関との連携・交流、ネットワーク化を進めます。家庭、地域、学校、職場、保健・医療・福祉関係機関が重層的に連携していくことで、どんな不安や困りごとでも受け止められる体制を構築し、誰もが自分らしく、住み慣れた地域で適切な支援を受けながら、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

施策推進目標（1） 広げよう連携交流 構築しようネットワーク

施策推進目標（2） 地域の課題を解決する体制強化

施策推進目標（3） すべての人の生活を支えるサービスの維持・充実



2. 施策の体系



本計画の取り組みを3つの基本目標に分類し、それぞれの基本目標を目指して取り組むことで、計画全体として基本理念の実現を目指します。

基本理念

だれもが 自分らしく 安心して暮

基本目標

基本目標 1

一人ひとりが
福祉の心を持ったまち

基本目標 2

助け合い 支え合い
いつまでも安全・安心なまち

施策推進目標

(1)

まず「我が事」の
理解からはじめよう

(2)

「お互い様」の
つながりをつくろう

(1)

助け合いと
支え合いの
組織づくり

(2)

進めよう
理解と共生・協働で
安全・安心なまちづくり

推進施策

①

家庭・地域の「絆」をつくろう

②

共に生きる「福祉の心」を育てる福祉教育の推進

③

進めよう健康づくり

①

ふれあい交流の場の拡大

②

みんなで守ろう生活ルール

③

ボランティア活動への参加と推進

④

障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり

①

地域で助け合い支え合い、福祉力を高める組織づくり

②

地域福祉の担い手になろう

①

社会や企業の「共生力」を育てよう

②

ユニバーサルデザインの推進

③

住みよい生活環境の整備

④

災害時に備えた支援体制の充実

⑤

孤独にならない、孤立しない関係づくり





らせる地域共生社会の実現を目指して

基本目標 3

福祉サービスの維持・向上で
自分らしく暮らせるまち

日向市再犯防止推進計画

(1)

広げよう連携交流
構築しよう
ネットワーク

(2)

地域の課題を解決する
体制強化

(3)

すべての人の生活を支える
サービスの維持・充実

①

地域包括ケアシステムの構築から深化・推進へ

②

相談体制の構築

③

包括的支援体制の整備・充実

①

伝わる・広がる情報の発信

②

利用しやすいサービス提供体制の整備

③

制度の狭間をつくらない各種サービスの創設・充実

④

専門的人材の育成・確保

①

子どもを心豊かに育てる環境の整備

②

切れ目のない包括的な子育て支援の充実

③

障がいのある子どもへの支援の充実

④

生活困窮者等（家庭）への支援

⑤

就労相談の充実で雇用創出・雇用促進

⑥

権利擁護の推進と虐待・暴力の防止

⑦

みんなで守る地域医療

①

就労支援・居住支援

②

保健医療、福祉サービスの利用支援

③

非行防止と健全育成、修学の支援

④

広報・啓発活動の推進

⑤

国及び県、関係機関・団体等との連携強化



3. 日向市地域福祉計画とSDGs※の整合性

2015年9月の国連サミットにおいて、2030年までに世界中で達成すべき目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。本市では施策推進目標とSDGsの目標を結びつけることで、持続可能な社会づくりを視野に入れて取り組むこととします。



1	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
3	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
5	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
9	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
11	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
13	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
15	陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
17	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

2	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
4	質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
6	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
8	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
10	人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
12	つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
14	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
16	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

用語
解説

SDGs：Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されています。